生物遺伝資源保管委託に関する承諾書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構　基礎生物学研究所　IBBPセンター　御中

貴機関に生物遺伝資源の保管委託に際して、私は保管委託の条件について本承諾書を提出いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 記入日 : 平成　　　年　　　月　　　日  | 受付番号 :  |
| ふりがな |  | 役職 : |
| 申請者氏名 |  |
| 所属機関住所 | 〒 |
| 所属機関 |  |
| 部門・研究室名 |  |
| 連絡先 | TEL : | FAX : |
| E-mail : |
| 生物遺伝資源名 |  |

【保管委託の条件】

申請者は、大学連携バイオバックアッププロジェクト (IBBP) の中核機関である基礎生物学研究所 IBBPセンター（以下 「IBBPセンター」という）に上記生物遺伝資源（以下「本生物遺伝資源」という）の保管を委託するにあたり、申請者及び申請者の所属機関のために、以下の保管委託の条件を承諾する。なお、以下の条件は、申請者とIBBPセンターの間の本生物遺伝資源の保管に関する契約条件を構成するものとする。

1. 申請者は、IBBPセンターに対して、以下の各号が真実であることを確認し保証する。
2. 所属機関において申請者が本生物遺伝資源の保管の委託に関する権限を有しており、所属機関のために本書記載の条件で保管を委託できること。
3. 本生物遺伝資源についての保管審査申請書及びその添付資料に記載した内容に誤りがないこと、特に本生物遺伝資源にヒトに対する病原性がないこと。
4. 本生物遺伝資源の保管の委託が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
5. 本生物遺伝資源の保管期間は保管の開始日から3年間とする。但し、申請者からの期間延長の申請に基づき、計画推進委員会が期間延長を承認した場合には、保管期間は計画推進委員会が承認した期間延長されるものとする。IBBPは、保管期間満了の5か月前までに、本生物遺伝資源の返却手続及び保管期間の延長申請の手続きについての案内を申請者宛に送付するものとし、申請者は保管期間満了の3か月前までに返却手続又は延長申請の書類を提出するものとする。
6. 前項にかかわらず、IBBPセンターは、やむを得ない事情がある場合（例えばIBBPに対する国の予算が打ち切られた場合や災害等でIBBPセンターでの保管の継続が困難な場合）には、保管期間の途中であっても保管を打ち切ることができるものとする。但し、IBBPセンターは、保管の打ち切りを3か月前までに予告するように努力するものとする。
7. 保管期間中に申請者から返却の申請があった場合、又は保管期間が満了した場合には、IBBPセンターは申請者に対して本生物遺伝資源を返却する。具体的な返却手続は随時IBBPセンターが定めるところによるものとする。返却時の送料に関しては申請者が負担する。
8. 申請者が所属機関を退職する場合その他申請者の連絡先が変更となる場合には、申請者は事前にIBBPセンターに新しい連絡先を通知するものとする。
9. 保管期間満了又は第3項による保管の打ち切りまでに申請者が返却を受けなかった場合には、IBBPセンターは本生物遺伝資源を破棄できるものとする。
10. IBBPセンターは、本生物遺伝資源及びこれに関して申請者から提供された情報を、本生物遺伝資源の保管及びこれに付随する業務の目的以外には使用せず、且つIBBPセンターとサテライト機関（大学サテライト拠点）及び計画推進委員会委員以外の第三者に開示・提供しないものとする。
11. IBBPセンターは、本生物遺伝資源の保管に関連する業務（本生物遺伝資源の管理、輸送、返却などを含む）により、本生物遺伝資源の毀損、変質、消失、外部への流出等が生じたとしても責任を負わないものとする。但し、IBBPセンターの故意又は重過失による場合はこの限りではない。
12. 本生物遺伝資源の保管の委託に関連して、IBBPセンターが負担する損害賠償等の責任の総額は、故意・重過失の有無を問わず、いかなる場合にも金10万円を超えないものとする。
13. 保管委託から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

|  |
| --- |
| 申請者署名: |

|  |
| --- |
|  |

以上の条件に従い、本生物遺伝資源の保管を受託します。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構　基礎生物学研究所　IBBPセンター

|  |  |
| --- | --- |
| 受付日 : 平成　　　年　　　月　　　日 | 受付担当者 :  |